

影山構成員提出資料

平成28年度
東京都児童相談所研修計画

平成28年1月
東京都児童相談センター

1 研修計画策定の基本的考え方

近年、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実が喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めていくことが重要になっている。東京都では、都民の児童虐待への関心と通告意識の高まりなどにより、平成26年度の都内虐待受理件数は8,216件と過去最高となり、その相談内容も深刻となっている。このような状況から、民法等の一部を改正する法律の施行や親権の停止制度等の創設など児童相談所に強い法的権限が付与されるようになり、これまでも増して迅速かつ高度な専門的対応が求められている。

加えて、児童相談所においては、団塊世代の大量退職等に加え、児童福祉司、児童心理司の定数増といった対応強化に伴い経験の浅い職員が多くなり、相談援助スキルの確実な継承と組織力の維持・向上が急務となっている。こうした状況から、研修体系の充実を図り、計画的・一体的な人材育成を推進していくことが喫緊の課題である。

都における人材育成は、東京都児童福祉審議会提言（平成24年11月）や厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長からの通知（平成24年2月23日雇児総発0223第2号）を受け、「研修体系の再構築」「演習型研修の充実」「外部講師の活用」などを中心に大幅な見直しを行った。また、豊富な経験を有する児童福祉司OBを講師とした実務に即した研修を実施するとともに、2年目・3年目の職員に多いバーンアウトを防ぐことを目的とした初級研修の回数増、子ども家庭支援センターと児童相談所の演習型の合同研修による関係機関との連携を重視した人材育成の推進などの強化を図ってきた。

平成28年度研修計画については、抜本的見直しを行った25年度研修計画の基本柱である「専門性の向上」、「組織力の強化」、「地域体制の強化」を継続するとともに、職種・勤務形態に関わらず、児童相談所のすべての職員が参加しやすい研修環境を整備することで職員のつながり（「職員同士の連携強化」「一丸となった組織対応力」「チームとしての意識」）を強化していくこととする。

また、経験が上がるごとに低迷していく研修の出席率を改善するために、職員のニーズや時勢にあった研修（トピックス研修）を展開していく。

さらに、児童福祉司については、「児童福祉司育成方針と育成計画の作成」（平成25年7月決定）の考え方に基づき、3年間を目処に専門性を確保できるように、育成方針・育成目標に沿った研修カリキュラムを組み立てていくことで、児童相談所における優れた人材を計画的・恒常的に、育成・確保していく。

上記研修カリキュラムと並行して、各所においては、研修ノートを活用し、新任職員のOJT・Off-JT研修への理解度を把握し育成計画に反映していく。また、3年目までの職員に対しては、必要に応じて、児童福祉相談業務指導員による研修後のアフターフォローや巡回指導が受けられるよう、育成環境を整備し、研修で学んだ相談援助スキルが実践で活かされるよう配慮していく。

このように、研修、研修ノート、育成計画、児童福祉相談業務指導員の研修アフターフォロー・巡回指導を効果的に組み合わせることで、相乗的に職員の育成を高めていく。

2 研修計画の基本方針

(1) 専門性の向上

児童虐待対応手引きの改訂、民法等を一部改正する法律などの法改正など、児童相談所職員は児童虐待に関する法令や指針の最新の知識を習得するとともに、複雑化する児童虐待、少年非行等様々な相談に適切に対応する専門的援助技術が求められており、その資質向上は喫緊の課題である。また、知識や技術は個々に習得するだけでなく、有機的に組み合わせることで効果的なケースワークが可能になることから、時勢にあった研修テーマを設定のうえ、経験年数、職種、役割別に対象者を区分し、演習、事例検討、実習等の実践的な形式の比重を高めて、職員一人ひとりのスキルアップを効果的・効率的、かつ着実に図っていく。また、介入型アプローチに代表される具体的な対応方法の蓄積も重要であるため、講義式研修の際にも具体的な事例を盛り込み、理解をより深められるよう工夫を行う。さらに、研修内容のレベルをより実践的かつ質の高いものとするため、豊富な経験を有する児童福祉司OB（児童福祉相談業務指導員）を研修講師やファシリテーターとして活用していく。

(2) 組織力の強化

ここ数年のめまぐるしい制度改正、年々複雑化・多様化する子供と家庭の諸問題等、児童相談所を取り巻く環境は大きく変化している。これに的確に対応していくためには、職員個々の専門性の向上だけではなく、効果的・効率的な組織運営や適切なマネジメントが必要である。このため、非常事態でも的確な判断のもと組織運営が可能となるよう、管理監督者に対して、法的対応、危機管理、クレーム対応等の実効性のある知識・技術の習得を図るとともに、リーダー育成の実践的研修プログラムを実施する。

また、児童相談所職員の専門性は職員個人のスキルとして活用されると同時に、「組織の知識・技術」として継承・蓄積されなければならない。一定の経験を積んだ職員が、より経験の浅い職員を指導育成することは、児童相談所で必要とされる専門技術を継承・蓄積するに止まらず、指導した職員自らが成長するという側面を有している。このことから、児童相談所職員を講師とした研修を推進していく。

(3) 地域体制の強化

すべての子供の福祉増進とその権利を擁護するためには、児童相談所の力量を高めることのみならず、その地域全体の諸機関の力量アップが求められている。このため、平成21年11月より「東京都児童相談業務研修」（児童

福祉司資格認定講習対象)において、区市町村職員も対象にした研修を実施しているところである。

平成28年度東京都児童相談所研修計画においても、本プログラムを継続し、将来にわたる地域の人材育成に向けた支援を推進していく。

また、区市町村職員に対しては、従来、上記「東京都児童相談業務研修」(延べ8日間)のみ受講対象としていたが、引き続き区市町村職員のスキルアップに資することのできる研修については、年間を通じて、区市町村職員が広く受講できるようにしていく。

3 研修体系

(1) センター研修

ア 新任研修

(ア) 最初の3日間は「プレ研修」を実施し、すべての児童相談所職員に対して児童相談所についての導入の講義を行い、児童相談所職員として一役を担っている自覚を促す。

(イ) 「プレ研修」後、各職種の役割に応じた基礎的知識・技能の習得とともに、関連する分野や事務処理方法など、幅広く児童相談所業務に関する内容を学習する。具体的には、①4月初旬の前期研修1(児童福祉の基礎分野)、②4月中下旬の前期研修2(職場OJT及び児童福祉関連分野)、③5月以降の中・後期研修(児童福祉関連全般の演習、事例検討、実習等)に分け、理解度の進行を見据えたプログラムを実施する。

(ウ) 従来、各職場OJTの中で学習していた児童相談所の組織や職種、関係機関、マニュアルの活用の仕方など、都の児童相談所職員として必要な基本的知識について、4月当初の研修で統一的に学習する機会を設け、その後に行われる各職場OJT効果の実効性を高める。

(エ) 児童福祉司については、研修ノートを活用して、4月の集合研修の学習の定着を図るとともに、OJTの自己目標を設定させることで、より効果的・実践的なOJTを推進していく。

(オ) 児童福祉司については、児童福祉相談業務指導員による研修課題の添削や個別指導を行っていくことで、研修後のアフターフォローを手厚くしていく。

(カ) 児童心理司については、4月に児童福祉の基礎分野とともに、面接・検査技法の基礎や相談対応、記録の書き方を中心に技能の習得を図り、年度の後半に施設実習を実施する。

(キ) 一時保護所職員については、4月に保護所業務の理解と児童の援助について、職種に関わらず理解を深める。

(ク) 相談事務職員については、措置事務を中心に知識を習得する。

(ケ) 相談業務に関わる職種は、その深浅に関わらず、児童相談所情報管理システムの操作を習得させる。

(コ) 新任の所長に対し、事故・マスコミ対応、通年開所事務や措置事務等

における基礎的対応方法について、研修項目として設定する。

イ 専門研修

(ア) 所長、児童福祉司、児童心理司、管理（支援）係職員、一時保護所職員、電話相談員別に、それぞれの専門知識と援助技術、関係業務について、実践的・体系的に習得させ、技能の向上を図る。また、異職種交流研修を推進し、一時保護所職員と児童福祉司・児童心理司間の交流研修を実施し、相互理解を深める。

(イ) 児童福祉司については、2年目研修、3年目研修、中級研修、上級研修の4区分とチーフ研修に分け、経験年数や役割に応じて、ケースマネジメント演習、法制度改正、困難事例、リーダーシップや組織運営等のきめ細かなプログラムを実施する。

(ウ) 児童心理司については、初級から上級及び係長の区分に分け、経験年数や役割に応じて、コンサルテーション、ケア、アセスメント等のプログラムを実施する。

(エ) 一時保護所職員については、職種に応じて、派遣研修やケース検討、関連施設交流や業務実習・講習、また、各所リーダーを中心に児童相談・ケースワーク（進行管理等）を実施する。また、一時保護所職員全員を対象に、「出前型」形式で、実践力強化研修を実施する。

(オ) 所長、管理（支援）係職員、電話相談員については、それぞれの業務に応じ、理解を深めるプログラムを設定する。

ウ 業務研修

(ア) 児童相談所の円滑な業務遂行を図るために、制度改正や新たな課題など時宜を得た知識や技能の習得を図る。

(イ) 新任児童福祉司への直接的指導を行うチューター職員に対し、指導方法を習得させる。

エ 特別研修

児童相談所として内外に情報発信していく内容や、各連絡会が取り組んできた課題、さらには緊急性や組織的必要性、職員ニーズ等に基づきテーマを設定する。

オ 児童福祉司資格認定講習

都における児童福祉司の養成を促進するとともに、区市町村の人材育成を支援することとし、4月、10月の2回にわたる研修機会を設定する。

(2) 派遣研修

指導的役割の職員に対し、指導力及び対応力の向上を目指して、「子どもの虹情報研修センター」等外部で実施する研修を計画的に活用し、スーパーバイザーの育成を行う。

また、児童虐待事件を防ぐことを目指して、警視庁と児童相談所が相互に研修に参加して、情報を共有していく。

(3) 職場研修

各児童相談所の指導者により、業務の実践研修を行う。また、各児童相談所により企画された特色のある研修について、児童相談所相互で活用し、知識や技能修得の共有化を図る。

また、必要に応じて、児童福祉相談業務指導員に、各児童相談所における職場内研修等の研修講師として活用していく。

4 28年度計画の主な取り組み

27年度のアナケートや研修ワーキングの意見を基に、以下のとおり実施する。

(1) 新任研修の実施

ア 虐待について学ぶ研修に偏っているため、養育困難、育成、非行等、虐待以外の主訴について学ぶ「ロールプレイ形式」の研修の実施。

イ 「児童自立生活援助施設（自立援助ホーム）」について学ぶ社会的養護の研修の実施。

ウ 児童票の書き方については、新任が作成する児童票の精度を上げていくため、「前期」と「後期」の2回に分けて実施する。

エ 子供家庭支援センターについての機能やサービス等の基本的事項を学ぶ研修がなかったため、27年度より研修を実施したが、新任の早い段階からの研修を実施する。

オ 平成25年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告（平成26年7月14日付）を受けて、精神保健分野に関する職員研修の充実を目的として、「児童相談所が支援する親の特徴と対応」の中に、「精神疾患等を持つ親の特徴や支援する際に留意するべき点」の視点を盛り込んだ研修の実施。

カ 「精神保健への入院と精神科医療」の講義の中にも、上記目的と同様、「精神保健福祉法24条の正しい理解」の視点を盛り込み、医療保護入院・措置入院等の流れについて理解を深めていく。

(2) 育成方針における各級別の目標を達成するための研修の実施について

平成25年7月に所長会決定された「児童福祉司育成方針と育成計画の作成」の基本方針に基づき、新任児童福祉司が3年間を目処に専門性を確保できるように、引き続き、初級（経験年数2年目～3年目）の階級に対しては、「2年目研修」「3年目研修」を継続し、それぞれの階級の育成方針・目標に沿った研修カリキュラムを展開していく。

ア ケースの進行管理、関係機関への説明力向上【達成目標2年目】→「ケースの進行管理力と関係機関への説明力の向上」を継続し、内容を充実させていく。

イ 面接技術、調査技術の向上【達成目標2年目】→「面接技術、調査技術等のソーシャルワークスキルの向上」を継続し、内容を充実させていく。

- ウ コーディネート能力、後輩への助言、円滑な調整【達成目標3年目】
→26年度には3年目研修として「コーチング」を新たに実施したが、現実として3年目職員が後輩をコーチングするためには一定のレベルに達している必要があることから、まずは「コーディネート能力」を高めることを研修の優先的目標とし、27年度に続きこれを継続していく。

(3) 児童福祉司資格認定講習の内容の見直し・充実

- ア 秋の資格認定講習では選択科目の実施がないことから、希望に応じて翌年度春の指定認定講習の選択科目を受講することを認めているが、あまりこのことが知られていないため、今まで以上に周知徹底し、資格認定講習の受講時期によって受講可能な講義数に差が生じないように配慮していく。
- イ 座学中心の資格認定講習については、可能な限り講義の中に演習や事例紹介を交えて、実践的で、より分かりやすい内容に改善していく。
- ウ 従前まで資格認定講習修了証については、常勤職員のみには交付していたが、26年度から常勤・非常勤を問わず、全課程を終了した職員に対して交付するよう変更した。28年度も同様に実施していくが、希望するすべての非常勤職員に対して全課程を受講させるかどうかは、各所の判断とする。

(4) 専門研修の充実

- ア 所長研修の「東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例検証部会報告から学ぶ」を継続して実施する。
- イ 所長研修に「他県の先駆的な取り組み」について学ぶ研修を継続していく。
- ウ 「所長」「上級」「チーフ」研修の一環として、それぞれの階級の目的やニーズに合った「組織運営論」を盛り込み、内容を実践的なものとしていく。
- エ ウのうち「チーフ」研修では、組織（ブロック）を運営するための「目標の設定」と「実施状況の検証」を演習形式で学ぶこととし、そのために「前期」と「後期」の2段階に分けて開催する。
- オ 上級研修の「共有ガイドラインを活かした事例検討」を継続し、子供家庭支援センター職員と合同で事例検討を行う演習型研修を実施する。

(5) ニーズを踏まえた主な新規・変更等項目

- ア 継続 階級を超え、職員のニーズや時勢にあった旬な研修「トピックス研修」を新たに追加し、研修に対する職員の意欲を高めていくことを目指す。
- イ 新規 心理職が中心に学んでいる専門研修「CARE」については、児童福祉司をはじめ児童相談所職員からの関心が高いため、心理業務の専門知識がなくても気軽に学べる初心者向け専門的研修を「全体研修」として実施する。（27年度は別途実施）
- ウ 継続 立入・臨検捜索が必要なケースやその手続きについて、法的対応を含めて学ぶ研修を「全体研修」として実施する。

- エ 継続 子供との対人援助スキルを学ぶことを目的として、レクリエーションや遊びの視点を取り入れた「児童との対人援助スキルアップ研修」を、児童館支援外部講師によるワークショップ形式の研修として全体研修で実施する。
- オ 継続 今まで欠席した研修について、学習を補完する方法がないため、試行的に、一部の研修をビデオ化・ライブラリー化することで、新たな代替の学習機会を確保していく。
- オ 変更 効果測定の一環として、26年度から試行的に効果測定テストを実施しているが、28年度についても引き続き効果測定テストを実施することとする。なお出題内容については、講師等の意見を取り入れたものとする。
- カ 継続 研修ノートは、新任と、所長・児童福祉係長・チーフ・チューターと、児童福祉相談業務指導員とのパイプ役を果たしているため、引き続き研修ノートを活用していく。
- キ 変更 研修対象者が参加しやすいように、開催時期を見直すとともに会場についても、地域児童相談所や多摩地区などでの開催も検討する。

(6) 演習型合同研修の充実

児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、その他児童相談所職員が合同で演習することにより、職員同士の相互理解・連携強化を深めていく。

(7) 地域の関係諸機関連携の強化

区市町村（要保護児童対策地域協議会）や関係機関と合同で演習することにより、機関同士の相互理解・連携強化を深めていく。

(8) その他

- ア 非常勤職員については、必要に応じ悉皆研修の研修項目を定める。
- イ 研修対象者については、前職を踏まえ柔軟に対応する。
- ウ 区市町村職員のスキルアップに資する研修については、年間を通じて、区市町村職員も広く受講できるようにする。

※ 所長・児童福祉司の各級研修対象者

- 所長研修 : 所長
- 上級研修 : 児童福祉係長（悉皆）、
8年以上職員（概ね2年に1回：各所半数出席目途）
各所属が特別に推薦する者（随時）
- チーフ研修 : チーフ（悉皆）
- 中級研修 : 4年目～8年未満職員（概ね2年に1回：各所半数出席目途）

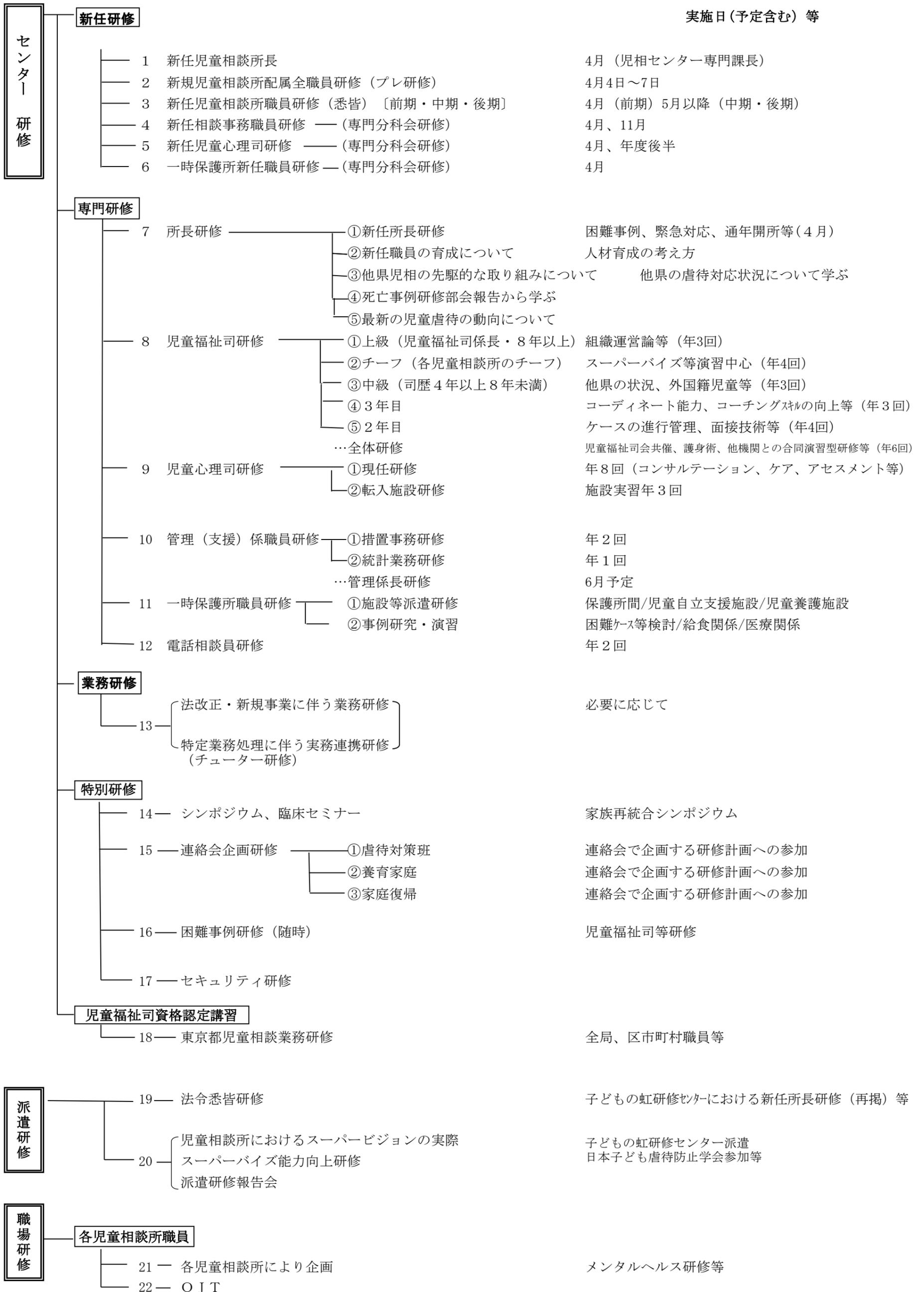
○3年目研修：3年目職員（悉皆）

○2年目研修：2年目職員（悉皆）

※2年目職員と3年目職員は育成目標が異なるため、「初級研修」を細分化し、「2年目研修」「3年目研修」に研修名称を変更する。

○新任研修：1年目職員（悉皆）

平成28年度児童相談所研修体系図



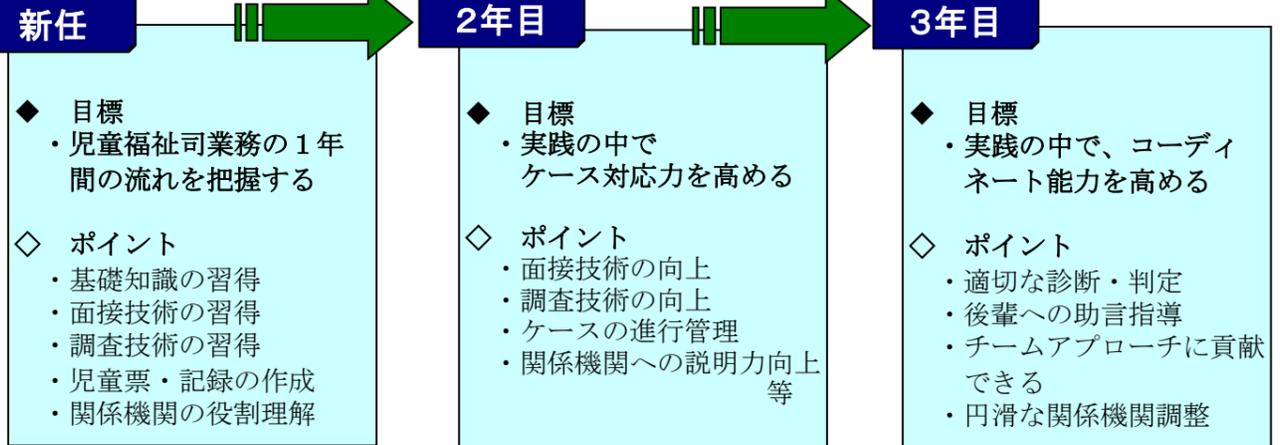
児童福祉司育成方針と育成計画の作成

1 育成の基本方針

- 基本方針
「人材は組織全体の財産ととらえ、職員一人ひとりはその育成の重要性を十分に理解し、職場を挙げて取り組む」

「新任職員については、3年間を目途に児童福祉司の専門性を確保できるように育成する」
- 集合研修の充実
「児童相談所の組織や具体的業務を理解しながら学べるように工夫し、研修に対するモチベーションアップを図る」
 - 講義型研修と演習型研修を有機的に組み合わせた集合研修を実施する
 - 特に演習型研修を充実し、実践的な事例を活用して児童相談所業務への理解を図る
- OJT研修（職場内研修）の充実
「『見せて・やらせて・フォローする』ことを徹底して行う」
 - 個々の職員の経験年数、職層、資質等に目して「育成計画」を作成する
 - 研修ノートやOJT期間中の育成状況を元に「育成会議」を開き習熟度の評価を行う
 - 職場の育成指導に加えて「児童福祉相談業務指導員」を活用して育成する
 - 育成にあたっては、段階的指導を行う
 - 定期的（7・10・3月）に育成状況の確認を行う

3 経験年数別育成目標（具体的なイメージ）



4 育成計画の作成と具体的な育成方法

新任児童福祉司の育成

- 育成目標 「児童福祉司業務の1年間の流れを把握する」
- 育成スケジュール（育成計画の作成・「フロー図」参照のこと）
 - 4月 ○集合研修を通じ、職務に必要な資質・能力を明らかにするとともに、基礎的な知識・技能を習得させる。
 - 5月～6月 ○「見習い期間」中に新任司の状況を把握する。所長・係長・育成担当者等は、日々の業務のなかで新任司とコミュニケーションを図りながら、個々の職員の習熟度に応じた「OJTポイント」を明確にし、新任司の意向も踏まえて育成計画作成。
 - 7月 ○「育成会議」の実施。新任司の提出した「研修ノート」及び5～6月のOJTの状況等を踏まえて新任司の育成ポイントを抽出し、育成計画に記入する。
○抽出された育成ポイントは、所内育成担当者が育成するものと児童福祉相談業務指導員が育成するものに選別し、業務指導員への依頼をシート①に記入し、専門課長に送付する。
○業務指導員は、各所の育成計画に基づき、依頼された育成ポイントに基づき、所と協議しながら、年間を通じて育成支援を行う。
 - 10・3月 ○各所の育成計画に基づいた所内育成、業務指導員による育成支援の状況を集約し、個々の新任司の育成状況を確認する。

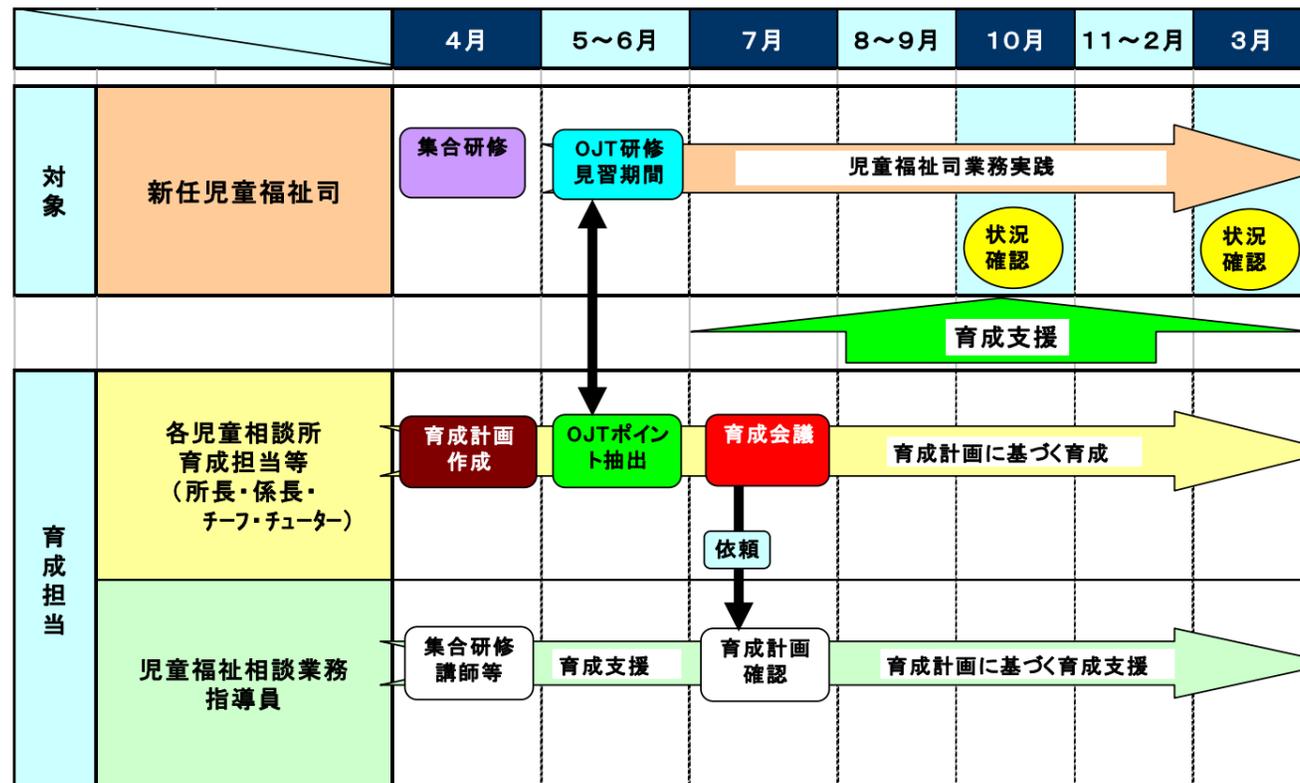
具体的な育成 ⇒【例示】 段階的指導の実施

- 仕事をやって見せる。
- 教えるポイントと手法（言葉、資料、同席面接・同行訪問等の実地など多様な方法）をあらかじめ整理し、具体的に説明しながら教える。
- 仕事をやらせる。「質問タイム」を設け、理解できるまで繰り返し、根気よく教える。
- 習熟度に応じて、答えを教える「指示・命令」的な段階から、答えを引き出し、見つけさせる段階へとステップアップさせ、フォローする。
- ①～④を積み上げ、ケースマネジメントの各段階ごとの意義や位置づけを理解させ、児童福祉司業務の全体像や仕事の流れなどを把握させる。

2. 3年目の児童福祉司育成

- 育成計画の作成と育成スケジュール
 - 年度末もしくは年度当初に、2、3年目を迎える福祉司を対象として、個々の福祉司の業務遂行における育成上の課題やさらに伸ばしたい点などをキャッチし、育成ポイントを抽出し、所内の育成支援と業務指導員が育成するものに選別し、年間を通じて計画的な育成を行う。

2 新任職員育成スケジュール例（フロー図）



平成28年度 新任児童相談所職員・児童福祉司認定研修

	日程	講義内容	講師	開始・終了時間	講義時間
プレ研修	4月4日(月)	○開講に向けて	児童相談センター 所長	9時～ 9時10分	10分
		○児童相談所を取り巻く現状と課題	大学教授等	9時10分～ 10時40分	1時間30分
		○児童相談所の基礎知識 DVD, しおりを用いて概論	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	10時50分～ 12時	1時間10分
		○一時保護所見学会 センター一時保護所	児童相談センター 保護第一課 課長代理(指導担当)	12時05分～ 順次実施	1時間程度
		○職場OJT			
	4月5日(火) AM	○セルフケア研修	こころの健康相談室 精神保健相談員	9時00分～ 9時30分	30分
		○児童相談所の業務 児童福祉司の業務	児童相談所 課長代理(児童福祉担当)	9時30分～ 10時20分	50分
		児童心理司の業務	児童相談所 課長代理(心理指導担当)	10時30分～ 11時20分	50分
		一時保護所の業務	児童相談センター 保護第一課 課長代理(指導担当)	11時30分～ 12時30分	60分
	4月5日(火) PM	治療指導課の業務	児童相談センター 治療指導課 課長代理(指導担当)	13時30分～ 14時20分	50分
		○児童相談所の個人情報管理	児童相談センター 事業課長	14時30分～ 15時30分	1時間
	4月7日(木)	○児童相談業務におけるマニュアル等の 活用の仕方について 赤本、指針、ガイドライン、手引き等 様々なツールの活用方法について	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	15時40分～ 17時30分	1時間50分
		○対人援助技術 接遇の強化 ・挨拶、話し方、聞き方、断り・依頼の仕方 ・電話対応(基本ルール、フロー) ・クレーム対応(何が問題になっているか。こちらに不手際がある場合、ない場合、分からない場合の対応、激怒している相手への対応、悪意のクレームへの対応)	民間講師	9時30分～ 15時30分	5時間
		○対人援助技術(児童相談所編) 児童福祉相談における面接・家庭訪問等 について	児童相談センター 児童福祉相談業務指導員	15時40分～ 17時30分	1時間50分

平成28年度 新任児童相談所職員・児童福祉司認定研修

	日程	講義内容	講師	開始・終了時間	講義時間	
児童福祉司 認定講習会	4月8日 (金) AM	オリエンテーション	研修担当者	9時30分～	5分	
		挨拶	児童相談センター次長		5分	
	児童福祉論	《児童相談所職員》 ・研修ノートの活用の仕方 ・新任職員が困難に感じる場面について	児童相談センター 児童福祉相談専門課長 児童福祉相談業務指導員	9時40分～ 11時10分	1時間30分	
		《児童相談所職員以外》 ・児童相談所の基礎知識 DVD, しおりを用いて概論	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	9時40分～ 11時10分	1時間30分	
		《対象者全員》 児童福祉の現状・政策の動向と今後の課題	少子社会対策部 家庭支援課長	11時20分～ 12時30分	1時間10分	
	4月8日 (金) PM	児童福祉論	児童福祉関連法とその活用 ①児童福祉法 ②虐待防止法 ③少年法 ④児童買春・児童ポルノ禁止法 ⑤児童の権利条約の理解	弁護士	13時30分～ 16時00分	2時間30分
			⑥DV防止法 ⑦売春防止法	女性相談センター 課長代理(相談担当)	16時15分～ 17時30分	1時間15分
	4月11日 (月) AM	養護原理	児童福祉施設について	少子社会対策部育成支援課 課長代理(児童施設担当)	9時00分～ 10時00分	1時間
		児童福祉論	児童福祉関連法とその活用 ⑧生活保護法	生活福祉部保護課 課長代理(保護担当)	10時05分～ 11時25分	1時間20分
			⑨母子及び父子並びに寡婦福祉法	少子社会対策部育成支援課 課長代理 (ひとり親福祉担当)	11時35分～ 12時35分	1時間
	4月11日 (月) PM	児童相談所 運営相談	児童相談所運営指針、児童福祉司の役割、 専門性・倫理 子ども家庭支援センター機能と連携 新東京ルール	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	13時35分～ 14時50分	1時間25分
		児童虐待 助論	児童虐待の定義・背景・動向 対応と協議、保護者指導 要保護児童連絡協議会の活用)	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	15時00分～ 17時30分	2時間30分

平成28年度 新任児童相談所職員・児童福祉司認定研修

	日程	講義内容	講師	開始・終了時間	講義時間
児童福祉司 認定講習会	4月12日 (火) AM	社会福祉援助技 術論 ソーシャルワークの基礎	大学教授等	9時30分～ 12時30分	3時間
	4月12日 (火)	児童虐待援助演習 児童虐待援助の基礎について	大学教授等	13時30分～ 17時30分	4時間
	4月14日 (木) AM	障害者福祉論Ⅰ 障害福祉の動向 障害者総合支援法	大学教授等	9時30分～ 12時30分	3時間
	4月14日 (木) PM	養護原理 施設の実際について（乳児院、養護施設） 養育家庭（里親）制度	乳児院 施設長	13時30分～ 14時30分	1時間
			少子社会対策部育成支援課 課長代理（里親担当）	14時35分～ 16時30分	1時間55分
		障害者福祉論Ⅱ 知的障害児の手帳、特児診断	児童相談所 課長代理（心理指導担当）	16時40分～ 17時30分	50分
	4月15日 (金) AM	非行児童への援助 非行児童の背景 触法、ぐ犯児童への援助 警察通告、司法面接、家庭裁判所送致	児童自立支援施設 施設長	9時30分～12時	2時間30分
4月15日 (金) PM	社会福祉援助技 術演習 ソーシャルワークの基礎 受容型及び介入型 ソーシャルワークについて	民間講師	13時～17時	4時間	
		修了証書授与式	児童相談センター 次長	17時10分～ 20分	

平成28年度 新任児童相談所職員(悉皆)研修

	講義内容		講師	開始・終了時間	講義時間
4月18日 21・22日	システム研修		民間講師	9時30分～17時	
18日	記録の書き方	ジェノグラム作成と児童票 I 及び2の書き方	児童相談所 児童福祉司	AM/PM	
4月18日～ 22日	職場OJT		各児童相談所にて指導担当職員		
4月25日	の収 費実 事用 務務 徴	費用徴収事務について	児童相談センター事業課 課長代理(児童相談所調整担当)	9時30分～ 10時30分	1時間
(月) AM	対総自 策合殺	東京都の自殺総合対策について	保健政策部 自殺総合対策担当課長	10時40分～ 11時10分	30分
4月25日 (月) PM	社会調査と記録の 書き方(前期)	講義 児童相談所における記録の重要性	児童相談センター 児童福祉相談専門課長 児童福祉相談業務指導員	11時15分～ 12時30分	1時間15分
		演習		13時30分～ 17時30分	4時間
4月26日 (火) AM	保が児 と護援 対者助 応理相 解す談 解る所	虐待 精神疾患 大人の発達障害 人格障害	児童相談センター 医師	9時30分～ 12時	2時間30分
4月26日 (火) PM	委学 員校 解会 の教 理育	就学、転校手続き 特別支援教育 学校教育委員会との連携、教員の役割	児童相談センター相談援助課 課長代理(児童福祉担当)	13時30分～ 15時30分	2時間
	ノ応等被 一及虐措 トび待置 に権の児 つ利対童	被措置児童虐待について 権利ノートの活用について	少子社会対策部計画課 課長代理(権利擁護担当)	15時40分～ 17時00分	1時間20分
4月28日 (木) AM	の子 成供 長の 発心 達身	胎生期から思春期の子供の体の変化 心の変化(発達心理学) 乳幼児の医学知識、保護者の心理	児童相談センター 相談援助課 医長	9時30分～ 11時00分	1時間30分
	子が児 と供援 対の助 応理相 解る所	発達障害、虐待・非行 不登校、家庭内暴力	児童相談センター 治療指導課 課長	11時10分～ 12時30分	1時間20分
4月28日 (木) PM	事母 い業 てに 保 つ健	・母子保健法の理解(各種健診) ・母子保健制度 ・母子保健センターの機能、役割 ・保健所の機能、役割	少子社会対策部家庭支援課 課長代理(母子保健担当)	13時30分～ 15時30分	2時間
	ま研 と修 めの	研修終了にあたって 先輩職員との懇談 児童相談センター次長挨拶、修了証書交付	児童相談所長 2年目児童福祉司 児童相談センター 次長	15時40分～ 17時 17時～ 17時30分	1時間20分 30分

平成28年度 新転入児童相談所職員中期・後期研修計画

	研修名	時期	内容	講師	区市町村 子供家庭 支援センター
第 I 期	援助の組み立て	5月12日(木) 9:00~11:00	相談受理、調査から援助指針作成まで	児童相談所 課長代理(児童福祉担当)	
	一時保護所の効果的な活用	5月12日(木) 11:10~12:30	一時保護所に関する具体的説明	児童相談センター 保護第一課 課長代理(指導担当)	
	里親制度	5月12日(木) 13:30~17:00	里親登録申請書等の受理と調査書の作成・自立支援計画について	少子社会対策部 育成支援課課長代理(里親 担当) 児童相談センター 課長代理(里親担当)	
	児童自立支援施設について	5月19日(木) 9:30~11:00	児童自立支援施設に関する具体的説明	児童自立支援施設 課長代理	
	自立援助ホームについて	5月19日(木) 11:10~12:30	自立援助ホームに関する具体的説明	自立援助ホーム 職員	開放
	家庭復帰支援	5月19日(木) 13:30~14:20	家庭復帰支援とは	児童相談所 家庭復帰支援員	開放
	障害児施策Ⅰ	5月19日(木) 14:30~15:30	・障害者総合支援法(契約)に関する事務 処理 ・障害に関する都の施策	障害者施策推進部 居住支援課 課長代理(児童福祉施設担 当)	開放
	障害児施策Ⅱ	5月19日(木) 15:40~16:30	・障害児の理解、対応	東京都立特別支援学校 主幹教諭	開放
	障害児施策Ⅲ	5月19日(木) 16:40~17:30	・障害児施設の入所の仕組み(各施設の機 能、措置と契約)	児童相談所 課長代理(児童福祉担当)	開放
	プレゼンテーション技法	5月26日(木) 9:30~12:30	会議等におけるプレゼンテーション	児童相談所長	
	親子関係再構築への援助	5月26日(木) 13:30~14:30	家族再統合のための援助事業	児童相談センター 治療指導課 課長代理	
	医療における子供への理解 と対応	5月26日(木) 14:40~15:40	医療が必要な子供の見立て	児童相談センター 治療指導課 医師	
	精神病院への入院と精神科 医療	5月26日(木) 15:50~17:30	・精神保健等に関する法律の理解 ・精神病院への入院の仕組み ・子どもの精神科医療について	東京都立 小児総合医療センター 医師	
	性的虐待の初期対応	6月2日(木) 9:30~12:30	ガイドラインの説明及び初期対応 留意事項	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	
	被害確認面接	6月2日(木) 13:30~14:30	被害確認面接について	児童相談センター 事業課	
	事例検討	6月2日(木) 14:40~17:30	性的虐待に関する事例検討 (演習)	児童相談センター 児童福祉相談業務指導員	

平成28年度 新転入児童相談所職員中期・後期研修計画

	研修名	時期	内容	講師	区市町村 子供家庭 支援センター
第Ⅱ期	ケースの進行管理	6月17日(金) 9:30~12:30	演習など	児童相談センター 児童福祉相談業務指導員	
	ソーシャルワーク	6月17日(金) 13:30~17:30	ケースワークの実際	大学教授等	
	ロールプレイ研修① (養育困難、育成)	7月15日(金) 9:30~12:30	ロールプレイ研修① 養育困難、育成相談の実際	児童相談センター 児童福祉相談業務指導員	
	ケースマネジメントの留意 点と理論と実践技法Ⅰ	7月15日(金) 13:30~17:30	ソーシャルワークにおけるニーズ把握 とアセスメント ケースマネジメントの理論と技法を事 例をとおして学ぶ(演習)	大学教授等	
	子ども家庭支援センター	7月25日(月) 9:30~12:00	子供家庭支援センターが児相に期待す ること ※あわせて子供家庭支援センターの機 能やサービスメニューについて学ぶ	子供家庭支援センター 職員 少子社会対策部 職員	
	ロールプレイ研修② (非行)	7月25日(月) 13:00~17:00	ロールプレイ研修② 非行相談の実際	児童相談センター 児童福祉相談業務指導員	
	施設体験実習	7月から9月中	施設運営・施設における子供の生活を 理解する	児童養護施設 児童自立支援施設 一時保護所	
第Ⅲ期	他職種合同研修	9月29日(木) 9:30~12:30	児童福祉司、児童心理司、一時保護所 職員合同の講義と演習	児童相談所長	
	記録の書き方(後期)	9月29日(木) 13:30~17:00	児童票の書き方(後期)	児童相談センター 児童福祉相談業務指導員	
	虐待事例の法的対応	10月13日(木) 9:30~12:00	虐待事例をとおして法的対応について 学ぶ	弁護士	開放
	少年事件について	10月13日(木) 13:00~15:00	家庭裁判所と児童相談所の連携	児童相談所 課長代理(児童福祉担当)	開放
	28条ケースの留意点	10月13日(木) 15:15~17:30	審判申立における児童相談所調査の留 意点	児童相談所 課長代理(児童福祉担当)	開放
	鑑別所見学	10月~11月	鑑別所の現状【改正法を踏まえて】講 義と施設見学	少年鑑別所 課長	
	地域連携の実際(子供家庭 支援センターとの合同)	11月2回実施	子供家庭支援センターとの連携を演習 を通じて考える	児童相談センター 児童福祉相談専門課長 児童福祉相談業務指導員	開放
ケースマネジメントの理論 と実践技法Ⅱ	12月8日(木) 13:00~17:00	ケースマネジメントの理論と技法を事 例をとおして演習で学ぶ	大学教授等		
第Ⅳ期	困難事例集から学ぶ	2月23日(木) 14:00~17:00	意見交換会	児童相談所長	

平成 28 年 度 研 修

	研修名	時期		講師	子供家庭支援センター
全体研修	全体研修	6月24日(金) 15:00~17:00	他県の医療機関における被虐待児へのかかわり方	〇〇県小児病院 医師	開放
	全体研修	7月12日(火) 7月14日(木) 14:30~17:00	護身術の教養・実践訓練	警視庁教養課・逮捕術教師	
	全体研修	11月10日(木) 9:30~12:00	子供に対する対人援助スキルの向上 (レクリエーション活動を通して) 『遊びの質を高めるために職員に求められていること』	児童館支援外部講師	開放
	全体研修	10月20日(木) 13:30~17:00	子供家庭支援センター職員、保健センター・保健所職員との合同演習型共同研修	児童相談センター 児童福祉相談専門課長 児童福祉相談業務指導員	
	全体研修	11月10日(木) 13:30~17:00	CAREについて初めて学ぶ ワークショップ形式	児童相談センター、児童相談所 児童心理司(4名講師)	
	全体研修	12月22日(火) 14:00~17:00	立入・臨検捜索が必要な事例について学ぶ	児童相談所長	
児童福祉司中級研修(司歴4~7年)	治療指導課の効果的な活用	6月16日(木) 14:00~17:00	治療指導課に関わる具体的説明 家族再統合各種プログラムについて	児童相談センター 治療指導課 課長代理(指導担当) (再統合関係機関支援担当)	
	外国籍児童の相談について	10月11日(火) 14:00~17:00	外国籍児童の相談について、事例を通して学ぶ	児童福祉専門員 児童相談所課長代理 (児童福祉担当)	開放
	他県の虐待対応状況について	未定 14:00~17:00	他自治体の児童相談所における虐待対応状況について	他自治体 児童相談所職員	開放
児童福祉司2年目	ケースの進行管理能力と関係機関への説明力の向上	5月17日(火) 14:00~17:00	ケースの進行管理(リスクの見極め方、指導解除の見極め方、区市町村との連携)、関係者会議等におけるプレゼンテーション(演習中心)	児童相談センター 児童福祉相談専門課長 児童福祉相談業務指導員	
	面接技術の向上	8月26日(金) 14:00~17:00	ソリューション・フォーカスト・アプローチについて	児童福祉専門員	
	民法、家事手続法、戸籍法等の理解	10月6日(木) 9:30~12:00	各法の理解と児童相談所の申立て・手続き等について	弁護士	開放
	個人情報と開示請求	12月6日(火) 14:00~17:00	開示請求と記録の書き方	弁護士	開放
児童福祉司3年目	コーディネート能力向上	6月9日(木) 14:00~17:00	コーディネート能力の向上(演習)	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	
	子家セン職員との合同演習型共同研修	11月	子供家庭支援センター虐待対策コーディネータ研修「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドラインへの知識を深める」と共催	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	開放
	他職種合同事例検討会	1月	児福司、心理司、保護所職員の合同事例検討会	児童相談センター 児童福祉相談専門課長 児童福祉相談業務指導員	
トピックス研修	児童福祉法の改正について	7月13日(水)	児童福祉法の改正について	弁護士	開放
	【未定】 27年度実績「アンガーマネジメント」	未定 14:00~17:00	未定	未定	開放

平成 28 年 度 研 修

	研修名	時期	内容	講師	子供家庭 支援センター
所長（管理職）研修	新任所長研修	4月11日（月） 13:30～16:30	困難事例、緊急対応、通年開所	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	
	新任職員の育成について	6月3日（金） 13:30～15:30	人材育成の考え方	児童相談センター 次長	
	他県児相の先駆的な取り組みについて	未定 14:00～17:00	他県の虐待対応状況について学ぶ	他自治体の児童相談所長	
	死亡事例研修部会報告から学ぶ	未定	平成27年度東京都児童福祉審議会 児童虐待死亡事例検証部会報告	死亡事例等検証部会 委員	
・児童福祉係長 ・児童福祉司（8年以上）	共有ガイドラインを活用した事例検討	未定 9:30～12:00	事例を通して共有ガイドラインの 上手な活用について考える	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	開放
	厚生労働省の児童虐待に係る最近の施策・動向	未定	児童虐待に関する最新の施策・法令・指針について	厚生労働省 児童福祉専門官	開放
	組織運営論	12月2日（木） 9:30～12:00	組織運営力の向上のために	児童相談所長または民間講師	
チューター研修	職場における新任児童福祉司育成	4月6日（水） 14:00～17:00	職場OJTについて （研修ノート、育成方針）	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	
チーフ研修	チーフの役割について	4月7日（木） 9:30～12:00	チーフの役割とブロック会議運営・進行管理・地域支援	児童相談センター 児童福祉相談専門課長	
	組織運営論 前期	6月9日（木） 9:00～12:00	演習（組織運営についての課題抽出） 人材育成についてを含む	民間講師	
	事例検討	10月27日（木） 9:30～12:00	事例検討～新任職員が困難に感じている事例～	児童相談センター 児童相談専門課長 児童福祉相談業務指導員	
	組織運営論 後期	2月2日（木） 9:00～12:00	演習（前期に抽出した課題への対応状況について）	民間講師	
特別研修	被害確認面接フォローアップ	(1回目)7月4日（月） 13:30～17:00 (2回目)12月12日（月） 13:30～17:00	被害確認面接技法を学んだ職員に対するフォローアップ	民間講師	